

箕輪町地域クラブ活動支援業務

公募型プロポーザル実施要領

令和 7 年 11 月

箕 輪 町

この要領は、箕輪町（以下「町」という。）が計画している学校部活動の地域クラブ化に当たり、「箕輪町地域クラブ活動支援業務」（以下、「本業務」という。）の事業候補者を選定するため、必要な事項を定めるものとする。

1 目 的

学校の働き方改革を踏まえた部活動改革を進めていくうえで、国より部活動の地域連携や地域スポーツ・文化活動移行に向けた環境の一体的な整備事業を進めていく方針が示された。それを踏まえスポーツ庁、文化庁では、少子化が進む中でも、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して取り組む機会を確保するため、地域の資源を活用した学校における部活動改革が必要であるとし、「休日の部活動の段階的な地域連携・地域移行」の方向性がガイドラインとして示された。

このことを受け、本町においても国や県の方針を踏まえつつ、1町1中学校の特性や箕輪中学校の部活動状況を鑑み、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術活動を実現するとともに、教職員の負担軽減を図りつつ、学校教育の質も向上させ教育活動の一助とするために「学校部活動の地域クラブ化」を図りたいと考えた。そのため地域におけるスポーツ・文化芸術活動の運営団体や指導者の確保方策、費用負担の在り方などの課題等を整理・検証し、生徒にとって望ましい持続可能な部活動の実現を図ることを本事業の目的とする。

2 業務概要

①業務内容

箕輪中学校の部活動における地域展開に伴う運営事務局

詳細については、別紙「仕様書」のとおり。

②契約等

「業務委託契約書」

③業務等期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

④提案限度額等

7,690,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3 参加形態

参加の申込をする者（以下「参加者」という。）は単独であること。

4 実施手順（日程）

内 容	日 時
募集要領等の公告	令和7年 11月 10日（月）
仕様書等に関する質問の受付期限	令和7年 11月 26日（火）
仕様書等に関する質問の回答期限	令和7年 12月 1日（月）
参加表明書の提出期限	令和7年 12月 3日（水）
参加表明者の参加資格審査（事務局）	令和7年 12月 5日（金）
参加資格審査結果の通知及び企画提案書等の提出通知	令和7年 12月 8日（月）

技術提案書等の提出期限	令和 7 年 12 月 12 日（金）
プレゼンテーション及びヒアリング実施	令和 7 年 12 月 15 日（月）午後
選定結果通知（予定）	令和 7 年 12 月 17 日（水）
業務委託契約締結（予定）	令和 7 年 12 月 22 日（月）

5 参加資格要件

参加者は次に掲げる要件を「参加表明書提出日から契約締結日まで」の間、全て満たしていることが必要である。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 箕輪町発注工事等の入札参加者に係る指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 箕輪町入札参加者名簿に登録されたものであること。
- (4) 長野県内に本店・支店・営業所があること。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てがなされた者（これら手続開始の決定後、箕輪町の入札参加資格の認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 役員その他経営に実質的に関与している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員であることその他同条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められること等が存しないこと。
- (7) 法人税、消費税及び地方消費税、県税並びに町税を滞納していないこと。
- (8) 仕様書に定めのある各業務等を確実に遂行できること。

6 募集要領等の公告

本業務に係る公募型プロポーザル実施要領等関係図書は、箕輪町ホームページ（以下「町ホームページ」という。）へ掲載する。

(<https://www.town.minowa.lg.jp/shigoto-sangyo/nyusatsu-keiyaku/puopozaru/index.html>)

箕輪町トップページ > しごと・産業 > 入札・契約 > プロポーザル方式公募公告

7 質問及び回答

公告及び仕様書等に関する質問及び回答は次のとおりとする。

- (1) 質問方法 町宛に質問書（様式集 A 【様式 5】）をファクシミリ又は電子メールで提出する。
- (2) 提出期限 令和 7 年 11 月 26 日（火） 午後 5 時まで（町受信時間）
- (3) 回 答 令和 7 年 12 月 1 日（月） 午後 5 時までに町ホームページへ掲載する
- (4) そ の 他 質問提出者は送信後、電話により着信の確認を町に行うこと。なお、口頭又は電話での問い合わせには応じない。

8 参加表明書及び参加資格確認書類

本業務に係る公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、本要領書及び仕様書等を熟覧のうえ、次の(5)に示す参加表明書及び参加資格確認書類（以下「参加表明書等」という。）を提出し、本

要領書第 5 項に示す参加資格要件の確認を受けなければならない。

提出方法等は次のとおりとする。

- (1) 方 法 持参又は郵送（書留又はレターパック）とする。

持参の場合は、月曜日から金曜日の午前 8 時 30 分～午後 5 時までとする。

（土日、祝祭日を除く）

- (2) 提出先 本要領書 第 16 項（関係書類提出先）まで

- (3) 提出期限 令和 7 年 12 月 3 日（水）午後 5 時（必着）まで

- (4) 提出部数 本項第 (5) 提出書類（様式集 A）に示す全てのものを 2 部（正本・副本 各 1 部）提出すること。

- (5) 提出書類（様式集 A）

①【様式 1】 参加表明書

②【様式 2】 参加者の概要（会社のパンフレット等を添付）

③【様式 3】 本業務の実施体制

④【様式 4】 業務実績調書（契約書等の写し及び実績内容が分かる書類を添付）

9 参加資格確認結果の通知

町にて、提出された参加表明書等の確認を行い、参加資格の有無を判定する。また、参加表明書の提出のあった者に審査結果を通知する。参加資格のある者には、プレゼンテーション、ヒアリングの日程及び使用名称を合わせて通知する。

- (1) 方法 電子メール及び郵送

- (2) 通知 令和 7 年 12 月 5 日（金）

10 提案書

町による参加資格が認められ、本業務に参加する者は、次の (5) に示す提案書を町宛に提出すること。

提出方法等については次のとおりとする。

- (1) 提出方法 持参又は郵送（書留又はレターパック）とする。

持参の場合は、月曜日から金曜日の午前 8 時 30 分～午後 5 時までとする。

（土日、祝祭日、年末年始を除く）

- (2) 提出先 本要領書 第 16 項（関係書類提出先）まで

- (3) 提出期限 令和 7 年 12 月 12 日（金）午後 5 時まで（必着）

- (4) 提出部数 本項第 (5) に示すものを 9 部提出すること。（正本 1 部、副本 8 部）

① 正本は、様式集 B【様式 6】～【様式 9】までを一冊にまとめ、ファイルに左綴じ込みとすること。

② 副本は、様式集 B【様式 7】～【様式 9】までを一冊にまとめ、ファイルに左綴じ込みとすること。

③ 【様式 7】～【様式 9】までを PDF 形式とし、CD-R（1 枚）にてデータ提出すること。

- (5) 提案書（様式集 B）

①【様式 6】提案書提出届

- ②【様式7】実施体制（本業務執行体制）
 - ③【様式8】業務実績調書（地域クラブ活動支援業務等の企業実績）
 - ④【様式9】特定テーマ
「箕輪町地域クラブ活動支援業務について」
 - ⑤【様式10】参考見積書
- (6) 提案書作成上の注意事項
- ① 綴じ込み方法はA4版（A3版はA4版に折り込み）・縦・ファイル左綴じとし、インデックス等により見出しをつけること。また、通しページ番号（ページ番号/総ページ数）を付ける。
 - ②【様式6】【様式8】の用紙はA4版、縦、横書き、文字10.5ポイント以上とする。
 - ③【様式7】【様式9】は任意様式で良い。A4版（A3版はA4版に折り込み）、文字サイズ10.5ポイント以上（図表はこの限りでない）、縦、横書き、左綴じとするが、行数、文字数、フォント、写真、イラスト、図表等の使用、白黒・カラー等は提案者の任意で良い。
 - ④ 任意様式のページ数は各様式A4サイズ片面相当で6ページ以内とする。A3サイズ片面はA4サイズ2ページに相当する。
 - ⑤【様式10】参考見積書の見積金額は本業務の実施に要する費用の全てを含む。
アラビア数字で記載する。社印及び代表者印を押印。日付は提出年月日。正本への綴じ込みは不要。
参考見積書【様式10】は封筒に入れ、封かんのうへ、封筒の表面に業務名、業務場所、参加者の商号又は名称、担当者氏名及び担当者連絡先（電話番号及びFAX番号等）を記載すること。
 - ⑥ 提出者（協力企業等を含む）を特定することができる内容の記述（社名やロゴマークなど）は行わないこと。（プレゼンテーションにおいても同様とする。）

11 その他

- (1) 提出された提案書の返却は行わない。
- (2) 参加に係る提案書の著作権は参加者に帰属するが、審査結果の公表において必要な場合、町は必要な範囲において公表等を行えることができるものとする。
- (3) 契約に至らなかった参加者の提案書については、本業務に係る審査以外の目的には使用しない。
- (4) 提案書の提出において、その内容は担保されるものとし虚偽が認められる場合は失格とする。
- (5) 提案書は一括で提出すること。分割提出は認めない。
- (6) 参加表明書等の提出後に参加を辞退する場合は、理由を明記のうえ、辞退届（任意様式）を提出すること。

12 審査及び選定

町が設置する「箕輪町地域クラブ活動支援業務事業者選定委員会」において事業者選定審査基準に基づく審査及び評価を行い、業務委託契約締結候補者及び次点者を選定する。

このため、提案書の内容について、参加者からのプレゼンテーション及び担当者へのヒアリング（質疑応答）（以下「事業者ヒアリング」という。）を非公開で実施する。

- (1) 審査基準 「箕輪町地域クラブ活動支援業務」事業者選定審査基準（別紙）

- (2) 事業者ヒアリング実施予定日 令和 7 年 12 月 15 日（月）午後 1 時 30 分～
- (3) 詳細事項 事業者ヒアリングに係る詳細は、参加資格が認められ、本業務に参加する者に対し別途通知する。
プレゼンテーションにかかるパソコン、プロジェクター、スクリーンの機器類は町が用意する。参加者は、CD 又は USB の記憶媒体を持参する。
- (4) そ の 他 プレゼンテーション及びヒアリング等における内容に虚偽が認められる場合、失格とする。

13 選定結果

事業者ヒアリングを行った参加者に対し、選定結果を通知する。

- (1) 方 法 電子メール及び郵送
- (2) 通 知 令和 7 年 12 月 17 日予定
- (3) そ の 他 審査経過については非公開とし、審査及び選定結果に係る問合せ及び異議申し立て等には応じない。

14 契約等

- (1) 締結日 令和 7 年 12 月 22 日(予定)
- (2) 契約締結
 - ① 選定した契約候補者を本業務等に係る随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）の相手方とする。ただし、契約候補者との協議が不調となった場合は、次点者を新たな契約候補者とする。
 - ② 契約締結後、受託者を町ホームページで公表する。

15 その他留意事項等

- (1) 本業務に係る関係図書類は町ホームページへ掲載する。
- (2) 本業務プロポーザルで提出された書類に不備不足がある場合、参加が無効となる場合がある。
- (3) 審査委員又は関係者に対し、自己の有利となるよう働きかけを行うことを禁ず。なお、確認された場合には当該参加者を失格とする。また、提案に際し、談合等の不正行為があった場合も同様とする。
- (4) 本業務公募型プロポーザル参加にあたり必要となる経費は全て参加者の負担とする。
- (5) 本事業に係る書類等は町ホームページで公表しているので、本業務公募型プロポーザルの参加に当たり、本事業内容を熟知したうえで提案書の提出及びプレゼンテーション等に参加すること。
- (6) 提案書の作成、プレゼンテーション及びヒアリングは、本業務を受託する場合の実際に担当する者が行うこと。
- (7) 本業務に係る仕様書の委託業務内容は現時点での予定であり、契約候補者との協議により変更の可能性がある。
- (8) 町の財務規則等は町ホームページ等で確認すること。

16 関係書類（質問書、参加表明書等、提案書）提出先

箕輪町役場 文化スポーツ課 スポーツ振興係

〒399-4695 長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪 10291 番地

TEL:0265-79-3111 FAX:0265-79-0230

箕輪町ホームページ：

(<https://www.town.minowa.lg.jp/shigoto-sangyo/nyusatsu-keiyaku/puropozaru/index.html>)

電子メール：shougai@town.minowa.lg.jp)